平成 2 0 年 5 月 2 8 日 豊 田 市

工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和について(お知らせ)

従来、同一の工事現場である場合を除き、現場代理人の複数の工事の兼務を認めておりませんでしたが、工事現場への常駐義務について、下記のとおり緩和することとします。

記

- 1 契約金額が<u>500万円未満の工事</u>については、以下の条件をすべて満たす場合に工事現場 に常駐しているものとして取扱い、現場代理人の複数の工事の兼務を認める。
 - (1)同時に兼務できる工事の数は、2件までとする。ただし、いずれも豊田市発注の工事であること。
 - (2)契約金額が500万円以上の工事の主任技術者を兼務していないこと。
 - (3) 兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。
- 2 適用時期

平成20年6月1日以降の契約案件

【問い合わせ】

豊田市役所 総務部契約課 工事・工事委託担当 TEL (代表)0565(31)1212 (内2331) (直通)0565(34)6616